

令和5年度 県単道路防災施設保守点検業務

特記仕様書

第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、長野県松本建設事務所（以下「甲」という）が行う「令和5年度 県単道路防災施設保守点検業務」に関する特記事項を示すものである。
- 2 本業務は、設計図書及び本特記仕様書により実施するものとする。

第2条 業務目的

本業務は、「甲」が管理する道路防災施設の機能保持を目的として設備全般の保守点検整備等を行うものである。

第3条 業務計画書

- 1 受託者（以下「乙」という）は、契約後速やかに業務計画書を作成し、監督職員に提出して、承諾を得るものとする。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記の事項を記載するものとする。
 - 1) 業務概要
 - 2) 業務工程表
 - 3) 作業担当者
 - 4) 安全管理
 - 5) 点検項目
 - 6) その他

第4条 業務箇所（対象設備）

別添一覧表のとおり

第5条 業務の内容及び範囲

- 1 業務の内容は、次によるものとする。
 - 1) 随時保守：「甲」からの施設設備の異常の連絡による業務。
 - 2) 定期点検：前条で示す箇所及び回数に係る点検業務。
- 1 各業務の範囲は、施設設備の動作・外観確認、損傷・故障の有無の確認、及び軽微な整備、修繕、清掃等とし、特に警報表示板、補助表示板、トンネル内表示板等の目視検査等で異常が確認された場合は、詳細検査を行う場合がある。

次のものは範囲外とする。なお、範囲外と思われる処理の必要が生じたとき「乙」は、監督員に速やかに報告し、指示を受けるものとする。

 - 1) 重大な故障で修理に多額の費用負担が見込まれる復旧
 - 2) 著しい改造又は、主要機器の取替修繕
 - 3) 主要機器の解体整備及び筐体の塗装替え又は、板金修繕

第6条 報告書の提出

- | | | |
|------------|---------|----|
| 1) 保守点検報告書 | (点検完了毎) | 1部 |
| 2) 行程写真 | (点検完了毎) | 1部 |

第7条 疑義

本特記仕様書に明記なき事項及び、疑義が生じた場合は甲乙協議の上、業務を進めるものとする。